

道路通行規制通知書

高土第 1153 - 6 号

令和 8 年 7 月 7 日

関係各位

様

群馬県高崎土木事務所長

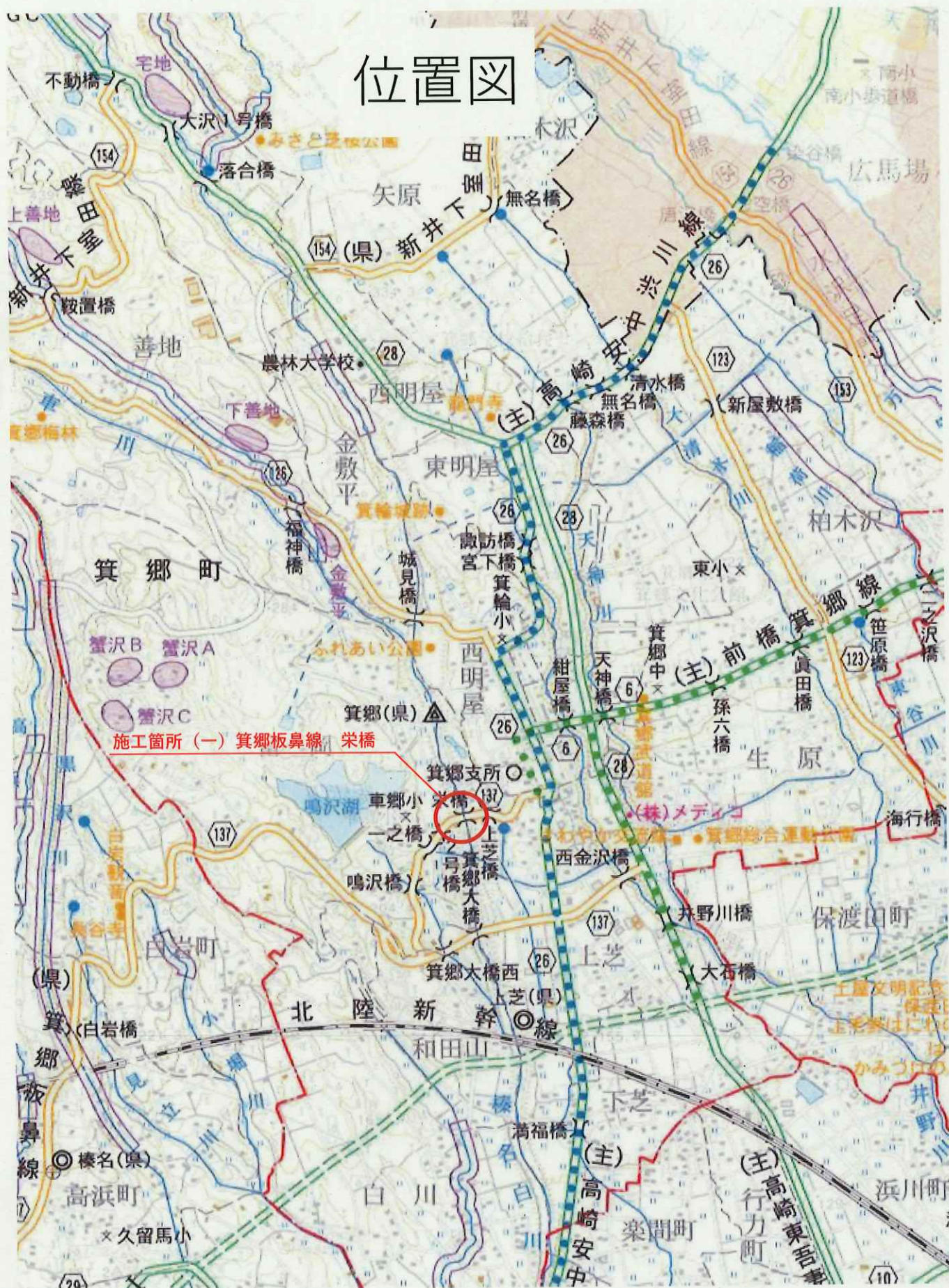
木内 弘二



道路法第46条の規定により下記のとおり交通を制限します。

路 線 名		一般県道 箕郷板鼻線	
場 所		高崎市箕郷町上芝外地先	
通 行 規 制 の 種 類		全面通行止め(迂回路あり)	
理 由		道路メンテナンス事業(橋梁)栄橋 橋梁補修工事 のため	
区 間 及 び 程 度		L=100 m	
予 定 期 間	自	令和8年7月13日	
	至	令和8年7月17日	期間 5 日間
	備考	規制時間:昼間(9:00～16:00)	
交通に対する処置		規制標識バリケードの設置及び保安員の配置	
現 場 責 任 者	住 所	高崎市台町4番地3	電話 027-322-4186
	所 属 名	高崎土木事務所	工務第1係 主任 柳澤 和久
請 負 人	住 所	高崎市並榎町150番地	電話 027-361-3031
	氏 名	群馬土建工業 株式会社	代表取締役 関口 功

位置図



保安施設設置位置図-3



※必要に応じて誘導員を、全面通行止め期間中、右岸左岸2箇所に配置して通行する車両歩行者の誘導を行う。なお、誘導員は計画では24人に計上してあるが現場の諸事情において、より増減する。

保安施設設置位置図-2

